

# 議 事 録

2019(令和元)年11月8日

開催場所	伊賀市役所 2階 202・203会議室	13:30～16:30
会議名	<b>第30回 伊賀市農業委員会総会</b>	
出席者	浅野 吉岡康 吉岡輝 玉岡 中川 西田 雪岡 藤室 森田安 福永 松山 仁保 北出 坂本 福地 森田克 中尾 二谷 森本 中井 北川 森川 (計21名)	
欠席者	木津 宮寄	
事務局	高木 福山 勝本 今出	
<b>議 事</b>		
議長	皆さまおそろいですので、只今から伊賀市農業委員会第30回農業委員会総会を開催します。それでは総会の成立報告を事務局からお願いします。	
事務局	本日、木津委員、宮寄委員から欠席の連絡があり、現在、出席委員は総数23名中21名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程による成立要件の過半数に達しております。本総会の成立をご報告させていただきます。以上です。	
議長	今回の総会日程は本日1日といたしたいと存じますが、これに異議ございませんか。	
一同	異議なし。	
議長	次に議事録署名者の指名を行いたいと存じます。18番の中尾委員さん、19番の二谷委員さんをお願いします。本総会の会議は、農業委員会等に関する法律第32条の規定により公開することになっていますので、ご承知おきください。	
議長	それでは只今より議事に入ります。報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、並びに報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」は何れも報告案件ですので一括して報告いたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。	
事務局	賃貸借の合意解約がなされ、報告件数9件、筆数は田のみの22筆、面積は合計34,847㎡についての通知がありましたので報告いたします。	
事務局	無償の貸し借りである使用貸借の合意解約がなされ、報告件数4件、筆数は田4筆、畑1筆の合計5筆、面積は田10,955㎡、畑347㎡の合計11,302㎡についての通知がありましたので報告いたします。	
議長	以上について、何かご発言はございませんか。	
議長	ご発言が無いようです。報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、並びに報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」は、報告のとおりご承知おきください。 続きまして議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案書第1号No.1～No.6について事務局より議案の朗読と説明を求めます。	
事務局	No.1 依那古地区、所在地は市部の田4筆、面積は合計7,822㎡、譲渡人は奈良市の〇〇〇〇さん、譲受人は市部の〇〇〇〇さんで、空き家バンク制度による農地取得です。譲受人の伊賀市での耕作面積が無かったため、11月1日に新規面談を行いました。〇〇さんは以前から農業を経験されており、また市部の営農組合に加入することも決まっております。取得後は申請農地も含め農業を営まれるとのことで、適正に営農されると判断され承認を受けました。許可後は78aとなるため、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は、本人が10年、妻も10年で常時従事されます。農機具は耕耘機を2台所有し、今後トラクターを1台購入する予定です。現地は全て自宅から約500mと近隣であることから、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。	

事務局	No.2 神戸地区、所在地は上神戸の田1筆、面積は53㎡、譲渡人は上神戸の〇〇〇〇さん、譲受人は上神戸の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は293aで許可後は294aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は、本人が30年、子が10年で常時従事されています。農機具はトラクター、耕耘機、田植え機、コンバインをそれぞれ1台所有されており、隣接する所有農地と併せて水稻を耕作する予定です。現地は自宅から約300mと近隣であることから、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.3 猪田地区、所在地は猪田の畑1筆、面積は371㎡、譲渡人は東高倉の〇〇〇〇さん、譲受人は猪田の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は148aで許可後は152aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は、本人が30年、妻が15年で常時従事されています。農機具はトラクター、耕耘機、田植え機、コンバインをそれぞれ1台所有されており、以前から野菜を耕作されています。現地は自宅から徒歩3分と近隣であることから、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.4 猪田地区、所在地は山出の田1筆、面積は88㎡、譲渡人は山出の〇〇〇〇さん、譲受人は山出の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は72aで許可後は73aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は、本人が50年、妻が30年で常時従事されています。農機具はトラクター、田植え機、コンバインをそれぞれ1台所有されており、以前から保全管理を請け負っており、土地の性質上今後は野菜を耕作する予定です。現地は自宅から約200mと近隣であることから、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.5とNo.6については、譲受人が同一なため、併せて説明いたします。 No.5 壬生野地区、所在地は西之澤の田1筆、面積は350㎡。譲渡人は小田町の〇〇〇〇さんです。 No.6 壬生野地区、所在地は西之澤の田1筆、面積は1,513㎡。譲渡人は西之澤の〇〇〇〇さんです。譲受人は西之澤の農事組合法人〇〇〇〇 理事 〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は958aで許可後は2筆併せて977aであり、伊賀市の下限面積を満たしております。譲受人である農事組合法人〇〇〇〇については、役員6名全てが年間110日から150日と農業に従事しており、かつ、売上高の全てが農業によるものであることから、農地所有適格法人の要件を満たしております。農機具については、トラクター2台、田植え機、コンバインを4台リースし、以前から建てられている育苗ハウスにて稲の苗を耕作されています。申請地は事業所から約300mと近隣であることから、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
議長	只今の説明に関連して、依那古地区担当委員、神戸地区担当委員、猪田地区担当委員、壬生野地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
藤室委員	No.1について説明いたします。10月25日に立会いを行いました。〇〇さんは空き家バンク制度を利用し市部に住むことになりました。取得する農地は8反程ありますが、移住後は市部営農組合に加入し、仕事と同時に自分の農地も維持していくそうです。市部営農組合からも話を伺い問題なく組合に加入すると聞いております。今後、間違いなく耕作されると思います。
森田安委員	No.2について説明いたします。この農地は譲受人の〇〇さんが自分の3段続いている田の下の段に隣接していて、同じように土を入れ、平らにして広い圃場にして水稻を耕作されるそうで、特に問題ありません。
福永委員	No.3について説明いたします。この農地は20～30年前から〇〇さんが野菜を作っている農地です。今回売買し、〇〇さんが所有するということで問題ありません。
福永委員	No.4について説明いたします。10月28日に現地を確認しました。〇〇さんが〇〇さんに以前から耕作をお願いしていた農地で、小さい田であったため、畑として以前から管理されていました。特に問題ありません。

北出委員	No.5・6について説明いたします。どちらの農地も同一で農事組合法人〇〇〇〇が既に育苗ハウスを建て、稲の苗を作っていました。今まで管理していた農地を買うということであり、何ら問題なく継続して耕作されます。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.1～6について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第1号No.1～6について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号No.1～6は原案のとおり許可することに決定しました。続きまして議案第1号No.7～9を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.7 諏訪地区、所在地は諏訪の田2筆、面積は合計1,560㎡、譲渡人は愛知県刈谷市の〇〇〇〇さん、譲受人は諏訪の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は70aで許可後は86aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。本人の農作業歴30年で常時従事されています。農機具はトラクター、田植え機、コンバインをそれぞれ1台所有されており、水稻を耕作する予定です。現地は自宅から車で5分程と近隣であることから、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.8 河合地区、所在地は波敷野の田3筆、畑1筆、面積は合計680㎡、譲渡人は大津市の〇〇〇〇さん、譲受人は東大阪市の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は0aで許可後は7aとなりますが、空き家バンク制度による農地取得であるため、1㎡から農地取得が認められており、問題ありません。また、本人は既に伊賀市内のウィークリーマンションを借り、移住に向けての準備を行っています。農作業歴はありませんが、申請農地では果樹を植えられます。また、当該農地の一部に鶏舎後のコンクリート基礎が残っておりますが、自宅の改修と合わせて早急に撤去する旨の確約書を提出していただき、確実に農地に還元されると判断いたしました。トラクターなどの農機具は使用せず、本人が人力で耕作を行う予定です。現地は自宅から1分以内と近隣であることから、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.9 玉滝地区、所在地は玉滝の田2筆、面積は合計198㎡、譲渡人は玉滝の〇〇〇〇さん、譲受人は玉滝の〇〇〇〇さん、贈与による所有権移転です。譲受人の耕作面積は64aで許可後は66aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。本人の農作業歴は40年で常時従事されています。農機具は耕うん機、田植え機、コンバインをそれぞれ1台所有されており、野菜を耕作される予定です。現地は自宅に隣接する農地であることから、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
議長	只今の説明に関連して、諏訪地区担当委員、河合地区担当委員、玉滝地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
中川委員	No.7について説明いたします。〇〇さんの父は今まで営農し耕作されていましたが亡くなり、息子は愛知に移り住み帰って来ず、田を処分したいとのことで、隣で耕作されている〇〇さんに作ってもらうことになりました。特に問題ありません。
福地委員	No.8について説明いたします。10月28日に現地確認をいたしました。譲受人は現在東大阪市内に住所があり、伊賀市には仮住まいされ、阿山地区内で自動車会社のメカニックをされています。空き家バンク制度を見つけ、伊賀市に転入することになりました。大きい農地は鶏舎跡になっているコンクリートを撤去し、今後農地として利用していくそうです。農機具は隣地の方から借りることもできるそうです。農地は自宅前にある地目上田ですが、現状は畑になっています。野菜を耕作し自家消費するか果樹を植えると聞いており、問題ないと思います。

吉岡委員	No.9について説明いたします。10月31日に現地確認をいたしました。譲渡人と譲受人は親戚関係であり、現状畑である申請地を以前から〇〇さんが野菜を耕作されておりました。申請地は〇〇さん宅の敷地内にありますが、登記簿の手続きができていなかったため、申請されました。今後も家庭用の畑として引き続き利用されるので、問題ありません。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.7～9について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第1号No.7～9について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号No.7～9は原案のとおり許可することに決定しました。続きまして議案第1号No.10～13を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.10 小田地区、所在地は小田町の田4筆、畑1筆、面積合計は4,975㎡、譲渡人は小田町の〇〇〇〇さん、小田町の〇〇〇〇さん、堺市南区の〇〇〇〇さん、譲受人は諏訪の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は126aで取得後の耕作面積は176aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。小田町中園897、902-1、池田969は売買による所有権移転、大久保2597、下川原2648-1は贈与による所有権移転です。申請地は全て遊水地の地役権が設定されておりますが、譲受人には確認しております。農作業歴は本人が5年で常時従事しております。農機具はトラクター、コンバイン、田植機、乾燥機をそれぞれ1台所有されており、水稻と畑については大根などの野菜を耕作される予定です。申請地は自宅の諏訪地区からは少し離れていますが、道路も整備され車で約10分と特に問題なく、5月にも同地区の農地を取得し耕作面積を増やし意欲も高く、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.11 阿保地区、所在地は青山羽根の畑1筆、面積は56㎡、譲渡人は大阪府松原市の〇〇〇〇さん、譲受人は青山羽根の〇〇〇〇さんです。譲受人は伊賀市での耕作面積は57aで取得後の耕作面積は58aとなり、伊賀市の下限面積について問題ありません。農作業歴は本人が42年で常時従事しております。現在更地となっておりますがブルーベリーを作付けする予定です。申請地の真ん中に水路が走っていますが、譲受人の住宅の雨水を排水するための水路でありそのまま存置し利用します。農機具はトラクター、田植え機、コンバイン、をそれぞれ1台所有されています。申請地は自宅の横の田で、引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。

事務局	No.12 阿保地区、所在地は青山羽根の田3筆、面積は合計14,354㎡、譲渡人は愛知県日進市の〇〇〇〇さん、譲受人は名張市の〇〇〇〇さんです。譲受人は伊賀市での耕作面積は0aで取得後の耕作面積は143aとなり、11月1日に新規営農にかかる面接を実施し、支援体制も整っていることも確認し、承認を得られました。譲受人については、名張市で〇〇〇〇の経営をしており、平成元年に名張市に帰郷し牧場と精肉業に携わってきたが、牧場、精肉については弟にバトンタッチし、水稻を中心とした営農と伊賀米、伊賀肉を大阪にアピールしていくため自身でも水稻を耕作し、良いお米作りに力を入れていきたいと考え、今回の農地取得に至りました。農業経験についてはこれまで牧場運営に牧草の耕作があり、たい肥捲きやわらの確保、草刈りなどの経験はあるが、水稻の作付けについては経験ありません。常時従事者は、本人と従業員の2名が常時従事者となります。通作距離は、すずらん台に居住しており、圃場とは5km、車で10分ほどの距離です。農機具については、現在、トラクターを4台所有しており、田植機、コンバイン、乾燥機については、〇〇〇〇からリースする予定です。〇〇〇〇のほかに、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんとも繋がりがあるとのことです。米については、経営するレストランで年間600袋ほど消費されているので、今回取得する農地でもまだまだ足りない状況です。転作はありません。地元と協議は行っており問題ありません。自営するレストランの米の需要に不足があるため、将来的に耕作面積を拡充する予定で、目的や目標とするところもはっきりしており、新規営農者として問題ないと判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.13 矢持地区、所在地は奥鹿野の畑1筆、面積は274㎡、譲渡人は名張市の〇〇〇〇さん、譲受人は奥鹿野の〇〇〇〇さんです。譲受人は伊賀市での耕作面積は13aで取得後の耕作面積は16aとなり、伊賀市の下限面積について問題ありません。農作業歴は本人が10年で同居する母も20年で常時従事しております。申請地には41㎡の農舎が建っていたため、規則第29条第1号の2a未満の農業用施設に供する場合の転用の制限の例外にかかる届出書を同時に提出しております。現在農舎以外については草刈りがされており、境界には果樹も植わっております。キャベツなど野菜を作付けする予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、をそれぞれ1台所有されています。申請地は自宅から徒歩で2分の田で、引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
議長	只今の説明に関連して、小田地区担当委員、阿保地区担当委員、矢持地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
玉岡委員	No.10について説明いたします。10月29日に現地立会いをしました。〇〇さんは若い方ですが、地元で熱心に農業をされている方です。以前からも小田地区でも耕作をされています。今後も問題なく耕作されると思います。
森本委員	No.11について説明いたします。10月30日現地立会いを行いました。自宅の横のブルーベリーをするために買うとのことで、適任の方だと思います。
森本委員	No.12について説明いたします。〇〇さんはレストランを経営しており、そこで消費する米を耕作されたいということです。特に問題ないと思います。
中井委員	No.13について説明いたします。〇〇さん宅の入り口に倉庫があり、裏には果樹があります。他の箇所には野菜を耕作されるそうで、現地で確認したところ問題ないと判断しました。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
西田委員	譲受人の方はレストラン経営をされているそうですが、今後の経営はどういう計画ですか。
事務局	今後は長女が主にレストラン経営をされると聞いています。水稻耕作については本人が行うと確認しておりますので、問題ないと考えております。
議長	他にご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.10～13について、一括して採決することに異議はございませんか。

一同	異議なし。
議長	議案第1号No.10～13について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号No.10～13は原案のとおり許可することに決定しました。続きまして議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第2号No.1～3について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.1 比自岐地区、所在地は比自岐の田1筆、面積は86㎡、転用しようとする地目は雑種地です。申請人は比自岐の〇〇〇〇さんです。施設の概要は、自宅への進入路として利用するものです。申請地は、JA比自岐ふれあい店から南東に約150mに位置しており、比自岐集落内の南側にある周囲を河川や宅地に囲まれた基盤整備のされていない狭小な農地であることから、第2種農地と判断します。当該農地の一部は、平成19年に車の出入りが不便なことから進入路として利用していたため、今回顛末書を添付しての申請となっております。当該農地は、申請人居宅に隣接し、今後住宅を新たに建築するにあたり、現進入路では狭く、新たな進入路の造成が必要となり、また利用できる土地が他にないことから、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。取水はなく、排水は雨水のみで自然流下にて放流します。区や水利組合、周辺の土地所有者からの同意も得られており、周辺農地に支障はありません。
事務局	No.2 三田地区、所在地は三田の畑1筆、面積は314㎡、転用地目は宅地です。申請人は奈良県葛城市の〇〇〇〇さんです。施設の概要は、倉庫及び駐車場です。申請地は、東三田公民館から北東に約30mに位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であるため第3種農地と判断します。倉庫については、昭和63年に建設し利用されていたため、農地として回復することも難しく、今回顛末書を添付しての申請となっております。駐車場については、隣接する宅地に駐車スペースがなく、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。取水はなく、排水は雨水のみで、自然浸透及び既設水路へ放流します。区や周辺の土地所有者からの同意も得られており、周辺農地に支障はありません。
事務局	No.3 古山地区、所在地は鍛冶屋の田1筆、面積は2,415㎡の内0.845㎡、転用地目は営農型発電設備の一時転用です。申請人は下郡の〇〇〇〇さんです。施設の概要は、営農型太陽光パネルを設置する際の支柱部分を一時転用するというものです。申請地は、三重県農業研究所伊賀農業研究室から南西に約500mに位置する農用地区域内農地です。申請地に直径7.6cmの支柱を182本設置する計画で、その合計面積が0.845㎡となります。営農型太陽光発電施設の下部には、サカキを栽培し営農する予定です。農林水産省の通知に「営農型発電施設の周りの農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められること」の判断基準に、集団農地の真ん中である場合は、支障を及ぼすおそれがあると判断すると記されていますが、本申請地は南が山林であるため集団農地の真ん中ではないと判断し、問題ないものと考えます。また、北及び西については農道があり、東についても所有者との太陽光発電施設設置により営農に支障を及ぼさないよう配慮するとの協議を行い、了承を得ています。また、北・西・東の農地について、申請者において日照の確認を行い、隣接農地の営農に支障がなく、太陽光発電施設設置について了承を得ていることから、申請書の精査を行いました。また、下部の農地で営農の適切な継続が確実であること条件に、単収がおおむね2割以上減少しないようとなっております。当該農地で栽培するサカキは、和歌山県農林水産総合技術センターのデータでは、遮光率は60%以上が最適であると報告されており、当該農地の遮光率は約70%となっておりますが、営農型発電施設の下部においては雪害や霜害などが軽減されることなどから、生育に支障はないと報告がなされております。サカキの定植準備作業において、トラクターにて耕うんを行います。支柱の幅が3.8m、最低地上高が2mあることから、営農に支障はありません。申請に際しては、資金証明が提出され、中部電力への届出も行われ、再生エネルギー特別措置法に基づく発電設備の認可も受けております。区や周辺の土地所有者、青蓮寺用土地改良区からの同意も得られており、周辺農地に支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、比自岐地区担当委員、三田地区担当委員、古山地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

森田安委員	No.1について説明いたします。10月24日に現地立会いをしました。農地は公道も含め利用しており、近々子の家を建築するために進入路として拡幅し利用したいとのことで、何ら問題ないと思います。
中川委員	No.2について説明いたします。10月29日に立会いをしました。〇〇さんの父が畑をしていて、畑を農舎として使っていたが、もう農業をしないので、宅地として変更したいそうです。
浅野委員	No.3について説明いたします。10月25日に現地確認をいたしました。営農型太陽光発電施設を設置することによって、下の農地にはサカキを育てるそうです。収量については、収量計画が出されているものの、実際に作ってみないことには何とも判断しかねるため、休耕地を利用することにより問題ない判断をしました。ご審議いただきたく思います。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
吉岡委員	No.3について質問します。サカキは日影でも栽培できるのですか。
事務局	先程、和歌山県農林水産総合技術センターからのデータにより説明しましたが、サカキは直射日光が当たるより、遮光率60%前後が栽培には最適となっております。また、営農型太陽光発電施設の場合には雪害や霜害がないため、遮光率が70%でも栽培に適しているとのことです。
吉岡委員	サカキが成長して、営農型太陽光発電施設にあたるということはないのですか。
事務局	今回の計画では、サカキは苗から栽培するため、最初の3年程度は、収量は見込めませんが、それ以降は伸びた分を収穫していきます。営農型太陽光発電施設の高さがおおよそ2～3mの計画ですので、サカキがそこまで成長するということはありません。
吉岡委員	この申請は3年間の一時転用となっておりますが、3年後に再度申請があるのですか。
事務局	営農型太陽光発電施設の設置に係る一時転用期間は、3年以内と定められていますので、営農の適切な継続が確保されており、下部の農地での単収がおおむね2割以上の減収が見られなければ、再度一時転用を受けることができ、3年毎に申請を繰り返し20年間の計画で行われます。
吉岡委員	サカキの収穫がされるまでの毎年の収穫報告はどのように判断するのですか。
事務局	サカキが収穫できるようになるまでは、生育状況にて確認を行います。
吉岡委員	販売先の予定はどうなっていますか。
事務局	今回の営農型発電施設の設置事業者においても、サカキの栽培を営農型太陽光発電施設にて行っていますので、その業者を通して販売先等の指導をしていただくことになっております。
西田委員	どの位の収量があるのですか。
事務局	1反あたり21kgの収量の予定となっております。
森田安委員	転用面積が1㎡にも満たないですが、それでも転用許可が必要なのですか。
事務局	営農型太陽光発電施設の転用は、農地に立てる支柱部分の面積が対象となります。
議長	他にご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第2号No.1～3について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第2号No.1～3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第2号No.1～3は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第3号No.1～5について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局	<p>No.1 依那古地区、所在地は市部の田1筆、面積は468㎡、転用しようとする地目は宅地です。貸人は市部の〇〇〇〇さん、借人は小田町の〇〇〇〇さんで、親子間による永年間の使用貸借権の設定がされます。施設の概要は、居宅1棟の新築と駐車場及びカーポートです。申請地は、市部農耕センターから南西に約150mに位置する市部集落内の東側にあり、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地となりますが、住宅その他の申請にかかる土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続されていることから、例外的な許可に当てはまり問題ありません。当該農地は、借人の実家に隣接しており、利便性が良く、他に適した土地が無いことから、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。また、申請地の一部は平成3年頃に母屋のカーポートを建築しており、今回顛末書を添付しての申請となっております。転用計画については、土地造成は20cmの盛土を行い、周囲はコンクリート擁壁により土砂等の流出を防ぎます。取水は上水道、排水については、汚水・雑排水は敷地内で集水し公共下水道へ放流、雨水は既設水路へ放流いたします。全体面積に対し、カーポート面積は128㎡、駐車場面積は117㎡、居宅面積は223㎡、建築面積は73.70㎡となっており、建ぺい率は33%となり適正な建ぺい率の22%を超えており問題はありません。工事期間は許可日から3ヶ月の予定となっております。地元地区及び水利組合、また周辺土地所有者からの同意も得られており、周辺地域の農業に対して支障はありません。</p>
事務局	<p>No.2 依那古地区、所在地は森寺の田1筆、面積は1,088㎡で、期間3年間の賃貸借にて借り受け、駐車場の用地に一時転用したい旨の申請です。賃貸人は森寺の〇〇〇〇さん、賃借人は西明寺の(株)〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇さんで、3年間の賃貸借権の設定がされます。施設の概要は、近隣中学校の送迎用バスの駐車場に利用するものです。場所は、上野南中学校から西へ約300mに位置する農用地区域内農地です。中学校のスクールバスを運行するにあたり、一般車及び地域住民の交通障害防止と送迎を円滑に行うため、学校近くの駐車場が必要となり、当該農地を一時的に駐車場として利用するもので、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。事業計画については、土地造成は整地をするのみで、旧表土は原状回復時まで確保します。周囲には安全ロープを設置します。取水は無く、排水は雨水のみで自然浸透させる計画となっております。工事期間は許可日から2ヶ月の予定となっております。賃貸借期限後は、速やかに原状回復する旨を賃貸借契約書に記載されているため、確実に農地に復元されるものと考えます。地元地区及び水利組合、また周辺土地所有者からの同意も得られており、周辺地域の農業に対して支障はありません。</p>
事務局	<p>No.3 柘植地区、所在地は野村の畑1筆、面積は971㎡、転用しようとする地目は雑種地です。賃貸人は上村の〇〇〇〇さん、賃借人は四日市市の〇〇〇〇有限会社 取締役〇〇〇〇さんで、20年間の賃貸借設定がされます。施設の概要は、太陽光発電施設として利用するものです。申請地は、柘植第2保育園から西に約300m以内に位置しており、周囲を宅地等に囲まれた基盤整備のされていない10ha未満の規模の農地集団に属していることから、第2種農地と判断します。当該農地は、以前から休耕地となっており、今後も管理ができないとのことから、太陽光発電事業を行っている事業者へ土地を貸し、土地を管理してもらうとのことで、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。電力会社との協議及び経済産業省の認定も受けており、転用は確実に実行されるものと判断しております。転用計画につきましては、土地造成については整地のみで、周囲にはフェンスを設置いたします。太陽光パネルを324枚設置し、設置面積は542.51㎡となります。取水は無く、排水は雨水のみで自然浸透する計画となっております。工事期間は許可日から令和2年2月29日までとなっております。地元地区及び周辺土地所有者からの同意も得られており、周辺地域の農業に対して支障はありません。</p>



事務局	No.4 柘植地区、所在地は野村の畑3筆、面積は合計1,476㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲渡人は野村の〇〇〇〇さん、譲受人は野村の〇〇〇〇さんです。施設の概要は、譲受人が営む会社の資材置き場として利用するものです。申請地は、国道25号線沿いにあり、柘植第2保育園から西に約600m以内に位置しており、周囲を宅地等に囲まれた基盤整備のされていない10ha未満の規模の農地集団に属していることから、第2種農地と判断します。当該農地は、以前から休耕地となっておりましたが、近辺に事務所を構えている譲受人の資材置き場が事務所近くに無く、資材及び重機の盗難防止のため近隣の資材置き場を作り管理したいとのことで、他に適した土地も無く、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。転用計画につきましては、土地造成については整地のみです。取水は無く、排水は雨水のみで敷地内に側溝を設置し、既設水路に放流する計画です。工事期間は許可日から2ヶ月となっております。地元地区及び水利組合、土地改良区、また周辺土地所有者からの同意も得られており、周辺地域の農業に対して支障はありません。
事務局	No.5 壬生野地区、所在地は川東の畑6筆、面積は合計3,122㎡、転用しようとする地目は雑種地です。所有者は川東の〇〇〇〇さん、地上権者は東京都渋谷区の〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇さんで、23年間の地上権設定がされます。施設の概要は、太陽光発電施設として利用するものです。申請地は、伊賀保健センターから南に約1kmに位置しており、周囲を宅地や採草放牧地に囲まれた基盤整備のされていない10ha未満の規模の農地集団に属していることから、第2種農地と判断します。当該農地は、以前から休耕地となっており、今後も管理ができないとのことから、太陽光発電事業を行っている事業者へ土地を貸し、土地を管理してもらうとのことで、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。電力会社との協議及び経済産業省の認定も受けており、転用は確実に行われるものと判断しております。転用計画につきましては、土地造成については整地のみで、周囲にはフェンスを設置いたします。太陽光パネルを776枚設置し、設置面積は1,270㎡となります。取水は無く、排水は雨水のみで自然浸透する計画となっております。工事期間は許可日から令和2年5月31日までとなっております。地元地区及び水利組合、また周辺土地所有者からの同意も得られており、周辺地域の農業に対して支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、依那古地区担当委員、柘植地区担当委員、壬生野地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
藤室委員	No.1について説明いたします。双方は親子関係であり、息子が実家に帰ってくるため、住居を母屋の横に建てたいと計画が上がりましたが、母屋の横に家を建てるスペースが無く、隣地の田を宅地に転用し建てることになりました。農業を継ぐことも聞いており、地域としても非常に良い話と伺っています。
藤室委員	No.2について説明いたします。現在、中学校の送迎用のバスが朝夕7台稼働しています。そのバスは他には使用せずこの送迎専用に使っているそうです。今は近くに地区内にある仮置き場を駐車場として停めて運行していますが、地域内を行き来しているため、安全面の問題もあり、中学校に近い農地に場所を移したい計画だそうです。移転先は農振農用地ですが、現在は減反の為休耕地となっていて、一時的に駐車場にするものです。転用期間3年間の間に他の候補地を探して、申請地の撤去後に使える場所を用意するとのことです。
松山委員	No.3について説明いたします。10月31日に現地確認をいたしました。問題となることは住宅内に太陽光発電施設を設置するので、周辺の小さな既設水路ではあふれるかもしれないということで、今後地域と話し合い増設を検討するよう話をしました。
松山委員	No.4について説明いたします。国道25号線に資材置き場と重機置き場をしたいそうです。今利用している場所は、盗難等の危険があるそうで、また土地の持ち主が買ってほしいとの要望もあったため、買い取り利用することになり、問題ないと思います。

北出委員	No.5について説明いたします。所有者の〇〇さんは地元から離れて住んでいた方で、今までは申請地の近所の方に草刈のみお願いしていたそうです。最近地元に戻ってきて、このままでは管理ができないと思い、太陽光発電施設にすることを決めたそうです。田は本申請面積の倍ありましたが、南側は山林の木の陰になり、北側は民家がありそこに住んでいる方からの要望もありスペースを取るため、分筆しました。周囲は雑種地が多く、水路もあるが殆ど利用できず、排水計画は自然浸透にするそうです。特に問題ないと思います。
議長	これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.1～5について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第3号No.1～5について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.1～5は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第3号No.6～16を議題とします。事務局より議案の説明を求めます。
事務局	No.6 長田地区、所在地は長田の田2筆、面積は合計189.23㎡、転用地目は雑種地です。譲渡人は長田の〇〇〇〇さん、譲受人は長田の〇〇〇〇さんです。施設の概要は自宅への進入路として利用するものです。申請地は長田地区の木根公民館から南に約200mに位置し、周囲を宅地に囲まれた基盤整備されていない農地で、10ha未満の小規模な農地集団の存する農地であることから、第2種農地と判断します。自宅への進入路が狭く、子ども夫婦と同居をすることになり、車の所有台数も増えたことから、進入路を拡幅するための転用であり、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。また、平成30年4月から既に進入路として利用しており、顛末書を提出しての申請となっております。取水は無く、排水は雨水のみで既設水路へ放流します。区や隣接地所有者からの同意も得られており、周辺農地に支障はありません。なお、長田地区担当委員さんは本日ご欠席ですが、問題なしとのご意見を頂いております。
事務局	No.7 新居地区、所在地は東高倉の田1筆、畑1筆の計2筆、面積は合計861㎡、転用地目は雑種地です。譲渡人は東高倉の〇〇〇〇さん 外1名、譲受人は島ヶ原の(株)〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇さんです。施設の概要は資材置場です。申請地は、伊賀鉄道新居駅から東に約70mに位置する、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用地地域が定められている農地であるため第3種農地と判断します。譲渡人が営む土木建築資材販売業の資材置場が手狭となり、業務拡大のため、新たに資材置場として利用したいとのことから、転用することはやむを得ないものと考えられます。工事期間は許可日から令和2年3月末日までとなっております。土地造成は整地のみで、境界をブロックで明示します。取水はなく、排水は雨水のみで、自然浸透及び既設水路へ放流する計画です。区や周辺の土地所有者からの同意も得られており、周辺農地に支障はありません。

事務局	<p>No.8～No.16については、譲受人が(株)○○○○・(株)○○○○及び合同会社○○○○であります。代表取締役又は代表社員が○○○○さんと同一人物であり、また申請地は全て隣接していることから、まとめて説明をさせていただきます。</p> <p>申請地はすべて新居地区、所在地は西山の田で、転用しようとする地目は雑種地です。施設の概要は、太陽光発電施設として利用するものです。</p> <p>No.8 譲渡人は西山の○○○○さん、田1筆、面積は803㎡です。太陽光パネルを216枚設置し、設置面積は419.04㎡となります。</p> <p>No.9 譲渡人は西山の○○○○さん、田1筆、面積は961㎡です。太陽光パネルを315枚設置し、設置面積は611.10㎡となります。</p> <p>No.10 譲渡人は西山の○○○○さん、田2筆、面積は784㎡です。太陽光パネルを264枚設置し、設置面積は512.16㎡となります。</p> <p>No.11 譲渡人は西山の○○○○さん、田1筆、面積は783㎡です。太陽光パネルを252枚設置し、設置面積は488.88㎡となります。</p> <p>No.12 譲渡人は西山の○○○○さん、田4筆、面積は1,235㎡です。太陽光パネルを324枚設置し、設置面積は628.56㎡となります。</p> <p>No.13 譲渡人は西山の○○○○さん、田5筆、面積は754㎡です。太陽光パネルを198枚設置し、設置面積は366.66㎡となります。</p> <p>No.14の譲渡人は西山の○○○○さん、田2筆、面積は1,027㎡です。太陽光パネルを288枚設置し、設置面積は558.72㎡となります。</p> <p>No.15の譲渡人は西山の○○○○さん、田1筆、面積は1,199㎡です。太陽光パネルを312枚設置し、設置面積は605.28㎡となります。</p> <p>No.16の譲渡人は西山の○○○○さん、田1筆、面積は1,100㎡です。太陽光パネルを324枚設置し、設置面積は628.56㎡となります。</p> <p>申請地は全て西山公民館から西に約300m付近に位置している農地で、10ha未満の基盤整備のされていない小規模な農地集団に属していることから、第2種農地と判断します。譲受人が3社に分けられているのは、供給電力容量の関係で高圧電力では容量を確保できず、低圧電力においては、容量を確保できるためです。当該地区は、農地を管理できず、長期休耕地となっていたことから、地元住民から太陽光発電事業を行う事業者へ土地を譲渡し、太陽光発電施設として管理をお願いしたいとの話があり、譲受人が区長出席の説明会を2回開催し、農地所有者等の賛同を得ました。その後、区長及び区役員等と農地転用及び設置計画を協議し、協定書を締結、また誓約書をかわしており同意を得られており、周辺農地に支障はないと判断します。以上のことから、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。また、電力会社との協議及び経済産業省の認定も受けており、転用は確実に実行されるものと判断しております。転用計画につきましては、全て土地造成については整地のみで、周囲にはフェンスを設置いたします。取水は無く、排水は雨水のみで、自然浸透にて放流します。工事期間は許可日から6ヶ月間の計画です。</p>
議長	<p>只今の説明に関連して、長田地区担当委員は欠席されておりますので説明は省き、新居地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
中川委員	<p>No.7について説明いたします。○○さんの父が亡くなり、本人は遠方に住んでおり、伊賀市には家もなく、田のみが残っていました。そのため処分ををしたいとのことで、資材置き場として売られるのですが、道路からの進入口が無く、○○さんの田から進入するしかなく、農地を分けてもらったとのことです。転用は問題ないと思います。</p>
中川委員	<p>No.8～16について併せて説明いたします。申請地は全て千枚田で、メガネ地となっております。申請地間の畦畔が多く、高低差が2～3mあり耕作が大変にくい農地です。すべての農地が同様の地形で管理できないため、区長からの話が出て地域の方で話し合っただけで太陽光発電施設にすることになり、問題ないと判断しました。</p>
議長	<p>説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。</p>
吉岡委員	<p>全て会社の代表が同じ方ですが、1件にまとめた申請にできないのですか。</p>
事務局	<p>1件の申請にしますと高圧電力となり、それでは電線の容量が不足するため、低圧電力では電線の容量に余裕がありますので、このような個々の申請となっております。</p>
西田委員	<p>ひと谷全部が太陽光発電施設の転用になるのですか。</p>

中川委員	ひと谷全部が太陽光発電施設の計画です。また、補足しますと相続登記ができていない土地があるため、まだ申請が出ていないものが今回の申請件数と同様にあります。
西田委員	ひと谷全部では5,000㎡を超えることになるとと思いますが、そうすると三重県のガイドラインで事前協議が必要になるのではないですか。また、No.8からNo.16までで面積はどの位あるのですか。
事務局	合計面積は8,646㎡となります。また、伊賀市において太陽光発電設備の設置に係る要綱がありますので、三重県のガイドラインによる事前協議は不要となりますが、申請者に対して、市建設部企画管理課へ協議に伺うように指導しております。
西田委員	急傾斜地等があるかと思いますが、他法令については大丈夫ですか。
事務局	砂防指定地などにはなっていない地域です。
西田委員	企画管理課に協議に行くように指導を行ったということですが、この総会では協議結果等の情報が無いまま審議をしなくてはならないのですか。
事務局	企画管理課では正式には転用許可書が下りてから、協議を行うことになっておりますが、事務局から企画管理課には今回の申請がある旨を伝え、情報共有をしております。また、経済産業省をはじめ企画管理課でも地域との協議を重視しており、協定書や同意書を作成するように指導されておりますが、先程説明しましたとおり、地元地区での説明会を開催し、協定書を締結、誓約書も作成し同意を得ておりますので、問題はないと判断しております。
西田委員	隣接農地への影響等がないことを審議しないとイケないと思いますが、どうですか。
事務局	現況を変えず、畦畔も全て残してフェンスを設置しますので、隣接農地には影響はないと判断をしております。また、今回の9件の申請は、砂防指定地等でもありません。よって、5,000㎡を超える太陽光発電施設と同様の判断基準ではない旨もご理解ください。
事務局長	ひと谷全てを太陽光発電施設に転用するものでありますので、周辺農地への影響ということはありません。また、農地法上の許可基準を満たしておりますし、防草シートも使用しませんので、雨水排水についても長らく休耕状態の土地であり、特段変化はないと思われまことに、事務局では問題はないと判断いたしました。
議長	他にご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.8～16について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第3号No.8～16について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.8～16は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第3号No.17・18を議題とします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局	No.17 三田地区、所在地は三田の田22筆、面積は合計20,162㎡、転用地目は一時転用です。賃貸人は上林の〇〇〇〇さん 他6名、賃借人は西明寺の〇〇〇〇(株) 代表取締役〇〇〇〇さんです。施設の概要は、一時転用し砂利採取に利用するものです。申請地は、服部町のアピタ伊賀上野店から北に約500mに位置する農振農用地および第1種農地です。採取計画によりますと、全体面積20,162㎡に対して2mの保安距離を確保し、砂利採取面積は18,561.5㎡、掘削深7m、安定勾配1:1.2で切り込み、95,191.1㎡の砂利を採取する計画です。採取した砂利は、場内に一時堆積し水切りした後、申請地から東約4km付近に位置する伊賀市千戸地内の〇〇〇〇株式会社のプラントへ搬出します。埋め戻し土につきましては、掘削深7mのうち、旧表土を0.4m、山土を6.6m充てる計画となっております。山土については、申請地から東へ約15km付近に位置する、伊賀市真泥地内にある(株)〇〇〇〇の土採取場からの山土を使用します。採取にあたりましては、地元関係者との調整も済み済み、危険防止計画を策定し、危険防止のための標識及び、安全ロープの設置等、被害防除及び安全面にも配慮され、道路保護のため鉄板を敷きます。排水は雨水のみで、南側の既設水路から服部川へ放流する計画となっております。事業は自己資金にて行い、全体事業費を上回る銀行の残高証明書が添付されています。採取跡地の埋め戻しは、当該申請者と(株)〇〇〇〇が工事完成保証人となっており、預託金処理契約もされていることから、採取後は確実に農地に復元されるものと考えます。また、他法令につきましては、砂利採取法に基づく許可申請も行われているとともに、区や周辺地権者からの同意も得られており、周辺農地への支障はないものと判断しております。
事務局	No.18 丸柱地区、所在地は音羽の田1筆、面積は192㎡、転用地目は雑種地です。譲渡人は堺市の〇〇〇〇さん、譲受人は音羽の〇〇〇〇さんです。施設の概要は自家用駐車場として利用するものです。申請地は音羽生活改善センターから西に約50mに位置し、優良農地とは分断された、10ha未満の基盤整備のされていない小規模な農地集団の一角であるから、第2種農地と判断します。所有自動車が一家で5台と多く、自宅への進入路も狭いことから、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。工事期間は、許可日から令和2年3月31日までとなっております。土地造成は隣接道路面まで埋め立てを行います。取水は無く、排水は雨水のみで申請地南側の既設水路へ放流します。市道との境界確定も確実にを行うとのことで、区や隣接地所有者からの同意も得られており、周辺農地に支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、三田地区担当委員、丸柱地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
中川委員	No.17について説明いたします。10月29日に現地立会いをいたしました。現在、〇〇〇〇が砂利採取で掘削している横の田であり、地区からも問題ないと聞いており、転用については問題ないと思います。
福地委員	No.18について説明いたします。10月28日に現地立会いをしました。〇〇さんの本宅の土地が小さく、家族が増えたため、車を置くスペースが少なくなり、市道に影響もあったため、隣地を譲り受けることになりました。境界線を明らかにし、周辺農地等とトラブルの無いようされているのため、転用するに問題ないと思います。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.17・18について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第3号No.17・18について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.17・18は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第3号No.19～21を議題とします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局	<p>No.19 小田地区、所在地は小田町の田1筆、面積は1,530㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲渡人は北九州市の〇〇〇〇さん、東京都品川区の〇〇〇〇さん、札幌市の〇〇〇〇さん、譲受人は名張市の有限会社〇〇〇〇 取締役〇〇〇〇さんで、施設の概要は、建設用資材置場として利用するものです。申請地は、伊賀市役所旧庁舎から西約2kmに位置しており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地と判断します。名張市に本社を有する譲受人であるが、同地区に伊賀上野店があり、近隣に重機や建設資材置場を探していたところ適当な広さの申請地が見つかったため、建設資材置場として整備する計画です。周囲は宅地が増え市街化が進んでおり、今回の転用はやむを得ないものと判断します。土地造成は整地のみで、取水はなく、雨水については、申請地の南北に既設水路があるため申請地に勾配を設け水路へ流します。工事期間は許可日から令和2年2月20日の計画です。周辺土地所有者に事業の説明済みで同意も得られており、また、自治会長からは意見書が添付された協議書、土地改良区との協議書も提出されており、転用計画について問題ないものと判断します。</p>
事務局	<p>No.20 久米地区、所在地は四十九町の畑2筆、面積は合計243.32㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲渡人は四十九町の〇〇〇〇さん、譲受人は四十九町の〇〇〇〇さんで、施設の概要は、自転車用練習施設として利用するものです。申請地は、伊賀市役所本庁から北西におおむね400mに位置しており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地と判断します。申請者は、学生の頃より自転車競技に参加し現在もその頃のメンバーと自転車競技に励んでおり、仲間と練習場所を探していたところ、新築し居住している居宅の横に適当な広さの土地があり自転車練習場を整備しようとする計画です。周囲は宅地が増え市街化が進んでおり、申請地は現在雑草が繁茂し、居宅が旗竿地となっており申請地に入るのも居宅を通らないと十分な侵入路は確保できず、今回の転用はやむを得ないものと判断します。土地造成は整地のみで、北側は駐車場と隣接しており擁壁、フェンスで仕切られており、居宅に接していない2辺は細い里道で仕切られており土砂の流出等の問題はありません。取水はなく、雨水については、申請地に勾配を設け、南側にある既設水路に放流します。工事期間は許可日から令和元年12月末日の計画です。地元地区、周辺土地所有者に事業の説明済みで同意も得られており、転用計画について問題ないものと判断します。</p>
事務局	<p>No.21 阿保地区、所在地は青山羽根の畑1筆、面積は135㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲渡人は大阪府松原市の〇〇〇〇さん、譲受人は青山羽根の〇〇〇〇さんです。施設の概要は自家用駐車場4台分として利用するものです。申請地は、伊賀市役所青山支所から南西におおむね1,200mに位置する、宅地に囲まれた生産性の低い狭小の集団の農地で第2種農地と認められます。当該農地は、譲受人の居宅に隣接し、周囲全てを宅地に囲まれた営農条件の悪い農地のため、駐車場として利用することは合理的で利便性もよく、今回の転用はやむを得ないものと考えられます。家族4人の自家用車4台分の駐車スペースを整備する計画で、土地造成については整地のみで、取水は無く、排水は雨水のみで自然浸透する計画となっております。工事期間は許可日から6ヶ月の計画となっております。資金証明も添付されており事業計画も問題なく転用は確実にされるものと思われれます。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は申請者が責任を持って解決することとなっております。また、区長からの同意も得られており、周辺地域への支障はないものと判断します。</p>
議長	<p>只今の説明に関連して、小田・久米地区担当委員、阿保地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
玉岡委員	<p>No.19について説明いたします。10月29日に現地立会いをしました。以前に相続した農地を、兄弟が売る話をし、〇〇〇〇の資材置き場にする計画となりました。場所は鍵屋の辻から長田に行く道沿いで、用水路が完備されている田であるため、周辺農地に影響の無いよう畔を残して工事されるとのことで、問題ないと思います。</p>
玉岡委員	<p>No.20について説明いたします。〇〇さんの家の庭続きにある農地で、〇〇さんの自宅前を通らないと行けない場所です。自転車の練習場にする計画で、周辺農地には影響ないことも確認し、問題ないと思います。</p>

浅野委員	No.21について説明いたします。〇〇さんは大阪に住んでいて、畑を耕作しておらず、草が茂ってきそうな状態です。それなら、駐車場として利用したいとの話があり、転用することになりました。周辺は民家ばかりで農地への影響はないものと思います。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.19～21について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第3号No.19～21について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.19～21は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして、議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により伊賀市長より農用地利用集積計画の決定を求められております。利用権設定が、新規設定24件、再設定8件で、計画面積は合計83,036㎡です。</p> <p>(説明)</p> <p>以上の農地利用集積計画の内容は伊賀市の基本構想に適合しており、利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、耕作すべき農用地のすべてについて耕作を行うと認められ、また耕作に必要な農作業についても常時従事すると認められます。いずれの対象農地も効率的に利用することが認められ、対象農地の関係権利者全ての同意が得られており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。</p>
議長	説明が終わりました。これより10分間の休憩及び確認時間といたします。
	<<休憩>>
議長	休憩時間・確認前に引き続き会議を再開し、質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第4号について、計画案のとおり意見の決定をすることに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第4号は、計画案のとおり意見の決定をすることに決定しました。
議長	以上で本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。
議長	ご意見が無いようですので、つづきまして、事務局から「3. その他」として連絡事項等がありますので事務局より説明をお願いします。
事務局	令和元年度農業委員会委員等研修会の案内について ※三重県農業会議主催の研修会についての説明
議長	説明が終わりました。ただ今の説明について、何か意見等はございますか。
議長	ご意見が無いようですので、以上をもちまして、伊賀市農業委員会第30回総会を閉会いたします。

---

会長は議事録を作成し、議事録署名者とともに署名する。

令和元年12月11日

会 長

浅 野 潤 熹      ⑩

---

議事録署名者

中 尾 秀 民      ⑩

---

議事録署名者

二 谷 幸 夫      ⑩

---